

公布勅令

第 NS/RKM/0508/017 号

カンボジア国王ノロドム・シハモニは、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の構成及び運営に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 内務省の設置に関する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0196/08 号
- カンボジア王国首相フン・セン及び内務大臣の建議を理解し、

第 3 期国民議会第 7 会期の 2008 年 4 月 01 日に可決され、第 2 期上院議会第 4 会期の 2008 年 4 月 29 日に修正なく全体の形式及び法的内容が承認され、憲法院が 2008 年 5 月 08 日付決定第 096/001/2008KBTh.Ch 号において合憲であると宣言した、首都、州、市、スロク及びカンの行政管理に関する法律を次のとおり公布する。

首都、州、市、スロツク及びカンの  
行政管理  
に関する  
法律

## 第1章 総則

### 第1条

この法律は、首都、州、市、スロック及びカンの行政の管理を目的とする。

### 第2条

首都、州、市、スロック及びカンは、地方分権及び業務分散政策に従い、民主主義的な発展を創出し、強化し、持続性をもたらすために、統一的な行政の原則に従って管理される。

### 第3条

コミューン及びサンカットは、この法律に定めるすべての事項を除き、コミューン及びサンカットの行政管理に関する法律に従って管理される。

### 第4条

プノンペン、カンボジア王国の首都である。

プノンペン都は、カンに区分される。

カンは、サンカットに区分される。

### 第5条

州は、市及びスロックに区分される。

市は、サンカットに区分される。

スロックは、コミューン及びサンカットに区分される。

### 第6条

州の新設、廃止、境界の変更及び名称の指定は、内務大臣の要請に基づく首相の奏上に基づき、勅令により行う。

プノンペン都の境界の指定は、内務大臣の要請に基づく首相の奏上に基づき、勅令により行う。

### 第7条

市、スロック及びカンの新設、廃止、境界の変更及び名称の指定は、内務大臣の要請に基づき、政令により行う。

### 第8条

地方行政における統一的行政の創出は、管轄区域内におけるすべての公的行政活動を調整するために国家の組織的統一性を強化することを目的とする。

### 第9条

首都、州、市、スロック及びカンは、公法上の法人である。

### 第10条

各法人は、首都評議会、州評議会、市評議会、スロック評議会及びカン評議会の選挙に関する法律に従って選出された一の評議会を代表として有する。

### 第11条

各法人は、民主主義的な発展を創出し、強化し、持続性をもたらさなければならない。

### 第12条

民主主義的な発展とは、次に掲げるものをいう。

- 公的代表
- 地方自治

- 協議及び参加
- 応答性及び説明責任
- 地域住民の生活の質の向上
- 衡平性の促進
- 透明性及び誠実性
- 汚職及び権力の濫用への対抗措置

### 第13条

法人は、憲法、法律、勅令、政令及びこの法律に従った他の命令により権限を受けるものとする。

## 第2章 評議会

### 第1節

#### 首都、州、市、スロック及びカン評議会

### 第14条

首都、州、市、スロック及びカンは、首都評議会、州評議会、市評議会、スロック評議会及びカン評議会の選挙に関する法律に従って選出された評議会（以下「評議会」という。）を有する。

### 第15条

評議会の任期は、五（5）年とし、新たな評議会が就任したときに任期を終える。  
評議会の任期は、評議会選出選挙の日から起算し、次の選挙の日に満了する。

### 第16条

任期が終了した評議会は、新たな評議会が就任するまでの間、日常の行政事務のみを行う権限を有する。

### 第17条

各評議会は、一名の議長を有する。

評議会議長は、評議会内で最も多い議席を有する[政党の]候補者名簿の最上位にある候補者とする。

評議会内で[複数の政党の]候補者名簿[からの]当選者が同数の議席を有するときは、得票数の最も多い[政党の]候補者名簿の最上位にある候補者を議長に選出する。

### 第18条

各評議会の評議員の定数は、人口統計的及び地理的要素に基づき次のように定める。

- プノンペン都評議会は、二十一（21）名の評議員を有する。
- 州評議会は、九（9）名から二十一（21）名までの評議員を有する。
- 市評議会は、七（7）名から十五（15）名までの評議員を有する。
- スロック評議会及びカン評議会は、七（7）名から十九（19）名までの評議員を有する。

各評議会の評議員の具体的な定数は、少なくとも評議会の任期が満了する日の百二十（120）日前までに、内務大臣の要請に基づき政令で定める。

次任期の評議会の評議員の定員を定める政令がないときは、各評議会の評議員の定数は、直近の任期の評議会の全評議員数とする。

### 第19条

各評議会は、その管轄区域内の住民を代表し、住民の名において活動を行う。

### 第20条

各評議會は、民主主義的な発展を創出し、強化し、持続性をもたらさなければならない。

### 第21条

首都評議會、州評議會、市評議會、スロック評議會又はカン評議會選挙の候補者として立候補する意思を有するクメール市民の両性は、次に掲げる要件及び資格を有しなければならない。

- 出生からのクメール国籍
- 選挙の日において二十五（25）歳以上であること
- 評議會の選挙に関する法律に定める要件に従い、選挙権及び十分な資格を有すること

### 第22条

各評議員は、次に掲げるいずれかの場合には、評議員としての資格を喪失する。

- 評議員が評議員選挙の候補者としての資格及び要件を喪失したとき
- 評議員が評議会議長に対し書面による辞任申出を提出して辞任を申し出たとき
- 評議員が死亡したとき
- 評議員が連続して二（2）回以上評議會の通常会議に許可なく出席しなかったとき
- 評議員が評議會の手続法、内規又は倫理規定により除名されたとき
- 評議員が裁判所により重罪又は中罪の有罪判決を受けたとき
- 評議員が政党の党员でなくなったとき

内務大臣は、上に掲げる場合においては、評議員の資格の喪失を決定し、宣言しなければならない。

### 第23条

評議會の評議員の一名が評議員の資格を喪失したときは、十四（14）日以内に、内務大臣の省令により候補者名簿から次順位の候補者を代わりに選ばなければならない。

### 第24条

評議會が憲法、法律、勅令又は政令の規定に違反したときは、内務大臣は、その評議會に対し、一定の適当な期間内にそれらの規定を遵守するよう書面で指導しなければならない。

評議會がなお指導に従わないときは、王国政府は、内務大臣の要請に基づき、政令でその評議會を解散しなければならない。

### 第25条

国家選挙準備委員会（NEC）は、次のいずれかの場合には、評議會の再選挙を準備しなければならない。

- この法律の第6条及び第7条の規定により新設された州、市、スロック又はカンにおいては、遅くとも二百四十（240）日以内に行う。
- この法律の第24条に定める要件に基づき解散された評議會については、遅くとも百二十（120）日以内に行う。

前項に定める再選挙により設立された評議會は、その[新設前又は解散前の]評議會の残りの任期に相当する任期を有する。

### 第26条

評議會の残りの任期が百八十（180）日を超えないときは、再選挙は行ってはならない。

### 第27条

評議會が解散したときは、内務大臣は、新しい評議會が就任するまでの間、代わりに管理するための措置を講じなければならない。

### 第28条

評議會の評議員は、在任中、その評議會の年間予算から支出される報酬を受ける。

前項に定める報酬は、内務大臣及び経済財務大臣の要請に基づき政令で定める。

## 第2節 評議会の役割、任務及び権限

### 第29条

評議会は、民主主義的な発展を創出し、強化し、持続性をもたらすという目的を達成し、この法律により授権かつ委任され、又はこの法律に沿った職務及び任務を行うために必要な事務を処理することをその役割として有する。

### 第30条

評議会は、立法及び行政に関する決定をする権限を有する。

### 第31条

評議会は、評議会会議における決議によりその職務及び任務を行い、決議の執行を保証する。

### 第32条

評議会は、この法律の第2章第3節の規定に従い、命令（Deika）を発出することにより、その立法権限を行使する。

### 第33条

評議会は、評議会会議における決議を行うことにより、その行政権限を行使する。

### 第34条

評議会は、その管轄区域における民主主義的な発展を保証する決議を行うための優先的な選択につき、住民全員に対し直接責任を負う。

評議会は、自らが代表する住民のために重要であると認めるすべての事項に関し調査を行い、その調査の結果を公表することができ、首長及び幹部会に対して実施の指示をしなければならない。

### 第35条

評議会は、憲法、法律、勅令、政令及び命令の適用につき、王国政府に対し責任を負う。

### 第36条

評議会は、その毎回の会議において、次に掲げる事項に関して必要な決議又は命令をする。

- この法律に従った新しい職務、任務及び資源を受けるための準備
- 評議会の義務的職務
- 評議会の選択的職務
- 合同評議会その他の評議会、王国政府の省庁及び機関並びに他の諸関係者の管理及び監督下にある三（3）か年投資計画及び五（5）か年開発計画並びにこれらの計画の構成部分
- 年次予算計画及び中期の支出枠組
- その他の財務に関する事項
- 評議会の委員会、部署、職員等組織、体制及び資源の設置
- 財産の管理及び使用
- 評議会の管轄区域内におけるパブリックコンサルテーションのプロセス及び住民への情報発信
- 法律、勅令、政令及びこの法律に従った命令に定める他の事務

### 第37条

評議会は、三（3）か年投資計画の策定を通じ、毎年更新すべき五（5）か年開発計画を策定し、承認する。

### 第38条

評議会は、開発計画の策定及び承認にあたり、次に掲げる者とコンサルテーションを行う。

- 管轄区域内の住民
- 管轄区域内の他の委員会
- 王国政府の関係省庁及び機関
- 関係者

地方行政の開発計画過程におけるコンサルテーションの手続は、計画省及び関係省庁と協議の上、内務大臣の要請に基づき政令で定める。

### 第39条

評議会は、次に掲げる事項を記載した開発計画を策定する。

- 管轄区域内の開発のためのゴール及び目標を示す評議会の将来の展望
- 管轄区域における現在の開発水準についての評価及び次に掲げる事項についての重要な開発ニーズの評価
  - + 新しい職務、任務及び資源の移譲の受領に備えるための評議会のニーズ
  - + 基本的及び必要的な役務、設備、物資及び公的インフラストラクチャー
  - + 貧困削減
  - + 女性、男性、青年、少年並びに貧困者及び少数民族等脆弱な集団の他のニーズ
- 地域の土地及び自然資源の利用及び管理に関する基本指導原則を定めた開発の枠組
- 災害管理計画
- 資本拡充計画、計画策定時から十二（12）か月の予算計画及び計画策定から三（3）か年のかつ毎年更新すべき予算計画
- 管轄区域内のすべての住民に対して透明性と説明責任を保証するための開発計画の実施戦略
- 開発計画に定める開発優先課題及び開発方針に関する主な達成指標

評議会は、開発計画及び予算計画において、選択的職務及び義務的職務を別個に定めなければならない。

地方行政の開発計画の策定、管理及び実施に関する具体的な方式及び手続は、計画省及び関係省庁と協議の上、内務大臣の要請に基づき政令で定める。

### 第40条

評議会は、毎年、次に掲げる機関及び者の管理及び監督下にある開発計画の部分を含め、開発計画の実施につきモニターし、評価する。

- 合同評議会
- その他の評議会
- 王国政府の省庁及び機関
- 関連パートナー

### 第41条

評議会は、開発計画の採択後直ちに公表しなければならない。

住民は、評議会事務所において無料で開発計画を閲覧し、評議会に対し原価で開発計画を求めることができる。

### 第42条

評議会は、次に掲げる最重要の発展の要請に焦点を当てた民主主義的な発展を強化するために、公共財務を処理しなければならない。

- 新しい職務、任務及び資源を受ける準備を行う際の地方行政のニーズ
- 基本的かつ必要的な公共サービス、手段、物品及びインフラストラクチャー
- 貧困削減
- 女性、男性、青年及び少年並びに貧困層及び先住少数民族等脆弱な人々の様々なニーズ

### 第43条

評議会は、透明性があり、住民への説明責任を果たすよう公共財務を処理しなければならない。

**第44条**

首都、州、市、スロツクは、地方行政予算という略称の独自の予算を有する。

首都に属するカン及びサンカットは、首都の予算の中で独自の予算を有する。

市に属するサンカットは、市の予算の中で独自の予算を有する。

評議会は、年毎に、予算編成の手續及びスケジュールに従って、地方行政予算を承認しなければならない。

評議会は、中期の支出枠組を承認し、年毎にそれを更新しなければならない。

年次予算計画の管理及び執行は、この法律に従って制定される地方行政の財務体制及び財産管理に関する法律並びに公共財務制度に関する法律に基づいて行われる。

予算は、公共財務管理すべての重要原則に従って編成される。

地方行政予算は、収支の均衡がなければならない。

**第45条**

評議会は、財務管理において、次の事項に関連して定められた法令、規則、制度及び手續に従った実施を確保しなければならない。

- 予算の編成、承認及び執行
- 経理及び報告
- 財産及び負債
- 透明性及び説明責任
- 管理
  - + 独自の収入
  - + 共有の収入、国家予算から移転を受けた資金及び王国政府の省庁の名において行う委任事務にかかるサービスの料金
  - + その他の収入源からの収入
- 公共調達
- 内務監査の実施
- 外部監査の実施
- その他の公共財務にかかるニーズ

地方行政の公共財務管理に関する法令、規則、制度及び手續は、内務大臣及び経済財務大臣の要請に基づき、この法律に従って制定される地方行政の財務体制及び財産管理に関する法律並びに公共財務制度に関する法律により定める。

**第46条**

地方行政は、自ら移転を受け、又はその他の独自手段により受領した財産の有効な管理及び使用につき責任を負う。

地方行政の財産管理の手續については、内務大臣及び経済財務大臣の要請に基づき、関連法令で定める。

**第47条**

管轄区域内において権限の濫用があったときは、評議会は直ちに書面で内務大臣に報告しなければならない。

**第48条**

選挙で当選した者、国の省庁その他の機関又は評議会内の職を任命された者その他の者が故意に次に掲げるような行為をなし、それを正当化することができないときは、権力の濫用が発生する。

- 特定の個人、集団、公共財産又は公共の資源を搾取又は虐待するためにその地位又は権限を利用すること
- 特定の個人、集団、公共財産又は公共の資源を搾取又は虐待した者の不正を知りながら、その行為を防ぐために、その者を自らの権限又は監督下に置く者がその地位又は権力を行使しないこと

**第49条**

権力の濫用は、次に掲げる行為を含む。

- 特定の者の合法的な権利又は人権の侵害
- 公共の財産又は私有財産及び天然資源を違法に自らのものとして占有し又は没収すること
- 環境又は天然資源の毀損
- 国家予算若しくは国の財産の違法な引出し又は国の財産の不正使用
- 自らの公の職務の範囲内に属する事務を行い、又は行わないことの対価として、法律に定めのない金品又は報酬を要求し、又は受け取ること
- 法律、勅令、政令又は省令の適用における不正
- 評議会の命令の適用における不正
- 自らの公の業務範囲内で、自らの利益又は自らの家族の利益のために意思決定を行うこと

**第50条**

評議会は、次に掲げる事項に関する年次報告書を作成し、承認しなければならない。

- 発出した各命令及び決定
- 実施した各活動
- 財務報告
- 幹部会及び評議員の業務評価
- この法律の第40条に定めるモニタリング及び評価の結果
- 評議会の業務実施の効率性向上のために必要な措置

評議会は、一年の末日から四十五（45）日を超えない期間内に前項の報告書を作成し、承認しなければならない。

**第51条**

評議会は、報告書、会議議事次第、会議議事録、評議会に関連するすべての命令、法令、勅令、政令及び省令並びに評議会のその他の書面を一般住民が容易にアクセスできる形で公開しなければならない。

**第52条**

各評議会は、その本部事務所及び必要に応じ管轄内のその他の場所で住民が容易に公の情報にアクセスできるものにおいて、公の情報の掲示板又はその他の情報伝達手段を準備しなければならない。

**第3節  
評議会の命令****第53条**

命令とは、評議会が承認した法規則をいう。

評議会は、この法律の規定に基づき、必要に応じて命令を発出するために、決定を通じてその立法権を行使する。

**第54条**

評議会の命令は、評議会の職務、任務及び資源の範囲内に属する活動、手続若しくは特定の事務を定め、禁止し、監視するために次に掲げるような範囲を有する。

- 評議会の役割、任務及び権限
- 評議会に授権された職務又は任務
- 委任は評議会から命令を発出する権限の一部又は全部をなく奪するものではない場合における、評議会に委任された職務又は任務
- この法律、その他の法律、勅令、政令、又は省令が評議会に対し命令の発出を求めるいずれかの事項

**第55条**

評議会が発出する命令は、命令に別の定めがあり、又は境界が明確な特定の地域について命令を発出することを法律が求める場合を除き、その管轄区域全体に施行され、適用される。

**第56条**

評議会が承認した命令は、評議会がその決定を公布した日に施行する。

評議会は、命令の承認時に、その命令の全部又は一部の施行につき、将来の期日を定めることができる。

命令は、遡及せず、その命令が承認され公布される前に施行することができない。

**第57条**

憲法、法律、勅令又は政令のいずれかの規定に反して発出された命令は、効力を有さない。

**第58条**

人種、宗教、性別、年齢、皮膚の色、民族、出生又は精神的若しくは身体的な障がいの要因に基づき、特定の者若しくは集団を否定的に差別し、又はそれらの者若しくは集団のみに適用される命令は、効力を有さない。

**第59条**

命令においては、その命令に違反したこと又は遵守しなかったことに対する過料に関する規定を設けることができる。

評議会の命令による過料に関する規定の作成方式及び手続並びに過料の制限については、内務大臣の要請に基づき政令で定める。

**第60条**

各評議会は、命令の制定、改正及び廃止において、手続に従い行わなければならない。

評議会の命令の改正又は廃止は、評議会の命令によって行う。

評議会の命令の制定、改正及び廃止の手続については、内務大臣の要請に基づき政令で定める。

**第61条**

評議会は、自らが制定したすべての命令を適用し、適用を強化しなければならない。

評議会は、必要な場合は、司法警察官を通じ、又は司法警察官と協力して命令の適用を強化することができる。

司法警察官は、評議会より書面による要請があったときは、評議会の命令の適用を強化するために、評議会を援助しなければならない。

#### 第4節 評議会の会議及び内規

**第62条**

評議会の就任会議は、国家選挙管理委員会が評議会選挙の結果を発表した日から十四（14）日以内に開催しなければならない。

内務省は、評議会の就任会議において議長を務める職員を任命する。

**第63条**

評議会議長は、評議会のすべての会議において議長を務める。

**第64条**

評議会議長は次に掲げる任務を有する。

- 評議会会議の公正な指揮
- 法令及び評議会会議内規の遵守及び適用

**第65条**

評議会議長が欠席するときは、評議会議長と同じ候補者リストの次順位の評議員を選び、議長役をさせなければならない。

評議会議長と同じ候補者リストの次順位の評議員が欠席するときは、第2位で評議員当選した候補者リストの最上位の評議員を選び、議長役をさせなければならない。

第2位で評議員に当選した候補者リストの最上位の評議員が欠席するときは、その評議員と同じ候補者リストの次順位の評議員を選び、議長役をさせなければならない。

**第66条**

評議会のすべての会議は、出席した評議員の数が、評議会の評議員総数の半数を下回らない場合に限り有効である。

会議に出席するすべての評議員は、評議会のすべての決定を承認するために、各一票の投票権を有する。

評議会は、評議員総数の過半数により、命令又は決定を承認する。

**第67条**

投票数が等しい場合には、会議の議長役の意見が優先する。

**第68条**

評議会の会議は、公開しなければならない。

評議会は、非公開で会議を行うことができる。

非公開の会議の手続については、内務大臣の指導で定める。

**第69条**

評議会会議は、評議会の種類に応じ、会議に関する内規に従い実施する。

内務大臣は、評議会の種類に応じ、会議に関する内規のモデルに関する指導を発出しなければならない。

**第70条**

評議会の第1回通常会議は、評議会の就任会議から十五（15）日以内に開催しなければならない。

**第71条**

評議会は、第2回会議において、評議会の会議に関する内規を、命令の形式で承認する措置を講じなければならない。

評議会は、内務省の指導に従った会議に関する内規のモデルを、変更を加え又は変更を加えないで、内規として承認することができる。

**第72条**

評議会は、その会議に関する内規を遵守しなければならない。

評議会の会議に関する内規に従わずになされたすべての決定は、効力を有さない。

**第73条**

評議員は、評議会の会議において、意見を表明する自由を有する。

いかなる評議員も、評議会の会議における自らの意見の表明又は投票を理由として、逮捕され、勾留され、又は何らかの行為若しくは処分に直面することはない。

**第74条**

首都、州、市、スロツク及びカン評議会は、その管轄区域内において、少なくとも年に十二（12）回の通常会議を開催しなければならない。

首都、州、市、スロック及びカン評議会の通常会議は、その評議会の前回の通常会議から二十五（25）日以後、三十五（35）日以内に開催しなければならない。

#### 第75条

評議会は、第2回通常会議までに十二（12）か月の期間の、その後の期間については、十二（12）か月毎に一度、期日及び場所を指定して、通常会議の日程を承認しなければならない。

#### 第76条

評議会は、通常会議の日程を直ちに公示しなければならない。

#### 第77条

評議会は、必要に応じ、緊急又は特別の問題を解決するために、その管轄区域内において特別会議を招集することができる。

### 第5節

#### 評議会又は評議員による違法な行い

#### 第78条

評議会の権限、評議員の権限又は評議会の委員会、幹部会、首長若しくは職員の権限を超えてなされた評議会、評議員、委員会、幹部会、首長又は職員のすべての行為又は決定は、違法な行いである。

#### 第79条

すべての違法な行為又は決定は、効力を有さない。

#### 第80条

違法な行為又は決定を行うために評議会により又は評議会の名においてなされたすべての支出は、違法な支出である。

#### 第81条

内務大臣は、評議会及び幹部会に対し、評議会、評議員、委員会、幹部会、首長又は職員によりなされた違法な行為又は決定について、書面で通知しなければならない。

評議会又は幹部会は、内務大臣から書面の通知を受けた後、遅くとも一（1）か月以内に釈明を行わなければならない。

内務大臣は、行いが違法であると認めるときには、遅くとも一（1）か月以内にその釈明に回答しなければならない。

#### 第82条

評議会又は幹部会は、問題が機微又は不明瞭と認めるときは、命令、決定又は合意の発出に先立ち、内務大臣の意見要請を書面で行うことができる。

内務大臣は、前項の要請を受けてから一（1）か月以内に応答しなければならない。

#### 第83条

内務大臣は、評議会及び幹部会に対し、評議会又は幹部会が行った行為又は決定を合法化するために必要な処置について助言しなければならない。

#### 第84条

評議会がすでに違法な行為又は決定を行った場合は、内務大臣は、一（1）か月以内に、その行為又は決定を合法化するために、権限の枠組内で必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

評議会は、管轄区域内において、前項の問題に関する内務大臣の指導について直ちに公示しなければならない。

**第85条**

評議会が、その権限内で違法な行為又は決定を合法化することができない場合は、評議会は、会議においてその違法な行為又は決定を取り消し、その取消しについて公示しなければならない。

違法な行為又は決定により損害を受け、手数料若しくは費用を支払った者は、評議会に対し、賠償及び支払額全額の返還を請求することができる。

評議会により二（2）か月の期間賠償の提供又は支払額の返還を拒まれた者は、調整解決を行うために、内務大臣に通知し、不服を申し立てることができる。

内務大臣の調整解決に同意できない者は、裁判所に訴えを提起する権利を有する。

**第86条**

評議会は、評議会により又は評議会の名においてなされた違法な決定による支出又は不利益につき、一（1）か月以内にその支出を返還し、又は違法な決定若しくは行為により生じた損害を賠償する責任を負う。

**第87条**

評議会、委員会又は幹部会の決定又は行為で、評議員又は幹部会委員全員がその決定又は行為を支持したものを行うためになされた違法な支出は、各評議会又は幹部会委員が、均分の負担割合で、全額を返還する責任を負う。

違法な支出が評議会、委員会又は幹部会の決定又は行為を行うためになされたのではない場合は、その行為又は決定の責任を負う特定の評議員、首長、副首長又は職員が、それらすべての違法な支出の全額を返還する責任を負う。

**第88条**

内務大臣は、必要な場合には、この法律並びにコミューン及びサンカットの行政管理に関する法律に定める要件に従い、コミューン又はサンカット評議会の事務の執行の合法性を検査するために、スロック評議会に委任を行うことができる。

**第6節  
地域における紛争解決****第89条**

評議会は、その管轄区域内の地域における紛争を解決するために、適当な措置を講じなければならない。

**第90条**

地域における紛争とは、同一の評議会の管轄区域内又は異なる評議会の管轄区域内の住民の間の私的な性質を有する紛争をいう。

**第91条**

紛争解決は、当事者の一方又は双方が永住する地を管轄する評議会への、紛争当事者の一方又は双方の申立てに基づき行われる。

**第92条**

評議会は、地域における紛争の解決のために、紛争当事者の双方が受け入れられる方法により調整を行わなければならない。

紛争当事者の一方が調整解決を受け入れることができない場合は、評議会は、当事者に対し、紛争の解決を続行するための法的手続について指導しなければならない。

**第93条**

評議会は、その管轄区域内において住民から要請又は苦情があった場合には、その要請又は苦情を適切に審査し、解決しなければならない。

評議会は、要請又は苦情が自らの管轄下にある場合には、解決のための措置を講じ、住民に通知しなければならない。

評議会は、要請又は苦情が自らの管轄下でない場合には、解決のために所管の省庁又は関連評議会に報告しなければならない。

#### 第94条

地域における紛争の調整解決において、評議会は、次に掲げる事件に関連するすべての問題について決定を行ってはならない。

- 離婚
- 重罪又は中罪の性質を有する家庭内暴力
- 刑法に定める重罪若しくは中罪又は公の秩序の枠組に属する事件
- 裁判所において解決中又は裁判所の裁判がある紛争
- 法律又は王国政府がその調整解決につき特定の機関又はメカニズムを定めた紛争

#### 第95条

地域における紛争の解決手続については、法律又は政令で定める。

### 第7節

#### スロック評議会並びにスロック内のコミュニン評議会及びサンカット評議会に関する督促

#### 第96条

スロック評議会は、スロックにおける民主主義的な発展を創出し、強化し、安定性を確保しなければならない。

#### 第97条

スロックにおける民主主義的な発展を創出し、強化し、安定性を確保するため、スロック評議会は、次のことを行わなければならない。

- 各コミュニン評議会及びサンカット評議会による民主主義的な発展の創出、強化、安定性の確保を支援する。
- スロック、コミュニン及びサンカットにおける良い統治の過程への住民の参画を促進するためにコミュニン評議会及びサンカット評議会と協力する。
- スロック内のニーズ並びにコミュニン評議会及びサンカット評議会の要請を見つけ出し、それらに応える。

#### 第98条

スロック評議会は、コミュニン評議会、サンカット評議会及びスロック内のすべての住民に対し、その選択、決定及び実施並びにそれらの選択、決定及び実施の影響について説明責任を負う。

#### 第99条

スロック評議会は、民主主義的な発展を創出し、強化し、安定性を確保する目的で、コミュニン評議会及びサンカット評議会の能力につき適時に評価し、コミュニン評議会、サンカット評議会並びにコミュニン評議会及びサンカット評議会の職員に対する研修及び能力向上を実施し、各コミュニン及びサンカットの住民に対して適時に教育研修を行うためにコミュニン評議会、サンカット評議会及び各関係者の意見を聴取しなければならない。

内務大臣は、この法律並びにコミュニン及びサンカットの行政管理に関する法律の趣旨に適合する教育研修の質を承認しなければならない。

#### 第100条

スロック評議会並びに関連コミュニオン評議会及びサンカット評議会は、コミュニオン評議会及びサンカット評議会のニーズ及び要請に応えるために定められた戦略、プログラム及び活動を、スロック並びにコミュニオン及びサンカットの三（3）か年投資計画及び五（5）か年開発計画並びに年次予算計画及び中期の支出枠組に組み入れなければならない。

#### 第101条

スロック評議会は、次に掲げる目的のために、コミュニオン評議会及びサンカット評議会との協議の後、コミュニオン評議会及びサンカット評議会が十分かつ永続的な行政能力及び行政資源を有することを可能にするために、必要な行政能力及び行政資源につき調整し、支援しなければならない。

- 民主主義的な発展を強化し、若しくは安定性を確保し、又は一若しくは複数の職務若しくはは任務を遂行する。
- 行政能力及び職員、機材、財産及び物品等の行政資源を拡充する。

#### 第102条

コミュニオン及びサンカットにおける行政能力及び行政資源の強化措置は、複数のコミュニオン評議会又はサンカット評議会が必要に応じ共同で職員、機材、財産又は物品の一部又は全部を使用することを許可して行うことができる。

#### 第103条

スロック評議会がコミュニオン評議会又はサンカット評議会の行政能力及び行政資源の強化のための調整に努めたものの、コミュニオン評議会又はサンカット評議会がなお基本的な必要任務を行うことができず、又は民主主義的な発展を十分に強化することができない場合は、スロック評議会は、内務大臣に直ちに書面で報告するために、コミュニオン評議会又はサンカット評議会と協議しなければならない。

前項に定める報告には、不足を改善する要請に関する適切な勧告を含めなければならない。

#### 第104条

内務大臣は、スロック評議会の報告に同意した場合は、関連コミュニオン評議会又はサンカット評議会が民主主義的な発展を効果的に強化し、安定性を確保するための能力を持つための支援の供与を準備するための、当該コミュニオン評議会又はサンカット評議会と協議しなければならない。

#### 第105条

内務大臣は、この法律の第7節の規定の一部を適用するために、州評議会及び州幹部会に対し、権限を委任することができる。

### 第8節 プノンペン都

#### 第106条

プノンペン都評議会は、民主主義的な発展を創出し、強化し、安定性を確保するために領域内に管轄区域を有する。

#### 第107条

サンカット評議会及びカン評議会は、プノンペン都評議会の監督及び管理の下に置く。

#### 第108条

プノンペン都評議会は、民主主義的な発展を創出し、強化し、安定性を確保するために、カン評議会及びサンカット評議会に対し、職務及び任務を委任しなければならない。

### 第109条

プノンペン都評議会、カン評議会及びサンカット評議会の役割、任務及び事務の関係については、内務大臣の要請に基づき政令で定める。

## 第9節 プノンペン都以外の市

### 第110条

市評議会は、民主主義的な発展を創出し、強化し、安定性を確保するために領域内に管轄区域を有する。

### 第111条

サンカット評議会は、市評議会の監督及び管理の下に置く。

### 第112条

市評議会は、民主主義的な発展を創出し、強化し、安定性を確保するために、サンカット評議会に対し、職務及び任務を委任しなければならない。

### 第113条

州評議会、市評議会及びサンカット評議会の役割、任務及び事務の関係については、内務大臣の要請に基づき政令で定める。

## 第3章 評議会の委員会及び幹部会

### 第1節 評議会の委員会

### 第114条

評議会は、次に掲げる委員会を設置する義務を負う。

- 技術調整委員会
- 女性及び子ども関連事務諮問委員会
- 調達委員会

### 第115条

評議会は、前条に定める三委員会に加え、必要に応じ評議会の事務を補助するためにその他の委員会を設置することができる。

評議会は、評議員、首長、副首長及び評議会職員を委員会の委員に任命することができる。

上に定める委員会は、前条に定める三委員会の役割、任務及び幹部会の役割、任務と重複する役割、任務を有することができない。

### 第116条

評議会は、各委員会の委員の定数、委員長及び副委員長の任命並びに設置した各委員会の役割、任務及び活動について決定しなければならない。

### 第117条

評議会は、各委員会が、必要に応じ、評議員ではない者を顧問として選任することを許可することができる。

### 第118条

評議会は、委員長又は副委員長を含め、委員会内に女性の代表を確保しなければならない。

**第119条**

評議会の各委員会は、その活動について適時評議会及び幹部会に報告しなければならない。

**第120条**

評議会は、自らが設置した委員会の委員を解任することができる。  
その解任された委員が評議員である場合は、その者は評議員を続行する。

**第121条**

評議会は、自らが設置した各委員会のすべての決定及び活動に責任を負い、それらの委員会の活動の結果につき責任を負う。

**第122条**

評議会は、自らが設置した各委員会に対し、事務局事務の支援その他の支援を行う。

**第2節  
技術調整委員会****第123条**

技術調整委員会は、次に掲げる委員で構成される。

- 首長（委員長）
- 評議会のすべての機関の長
- 評議会の財務主任
- 評議会の管轄区域において直接サービス、物品又はインフラストラクチャーを提供する王国政府の各省庁の局及び機関の長
- 必要に応じその他の代表

**第124条**

技術調整委員会は、評議会の管轄区域において直接サービス、物品又はインフラストラクチャーを提供する王国政府の各省庁又は局及び機関の開発及び予算計画が、地方行政の五（5）か年開発計画、三（3）か年投資計画、中期の支出枠組及び年次予算計画に適切に組み込まれることを確保しなければならない。

**第125条**

内務省は、複数の評議会が共同で技術調整委員会を使用することを許可することができる。

**第126条**

技術調整委員会の設置、構成及び運営については、内務大臣の要請に基づき政令で定める。

**第3節  
女性及び子ども関連事務諮問委員会****第127条**

女性及び子ども関連事務諮問委員会の委員は、女性の評議員又は評議会の管轄区域内の女性及び男性の中から選任する。

**第128条**

女性及び子ども関連事務諮問委員会は、評議会、幹部会、首長、評議会のその他の委員会に対し、評議会の権限、職務及び任務に属するジェンダー平等に関する問題並びに女性及び子どもの問題について意見具申及び勧告を行う権利及び任務を有する。

**第129条**

女性及び子ども関連事務諮問委員会は、評議会、各委員会及び幹部会の会議に出席する権利を有する。

#### 第130条

前条に定める会議に出席するにあたり、女性及び子ども関連事務諮問委員会は、会議の他の参加者と同様に議事次第及び会議文書を受ける権利を有する。

#### 第131条

女性及び子ども関連事務諮問委員会は、評議会及び幹部会のすべての会議並びに評議会の各委員会のすべての会議に出席するために、最大二(2)名の委員を任命することができる。

前項に定める任命を受けた委員は、会議の他の参加者と同様に各会議において意見を表明する権利を有する。

#### 第132条

第131条の定めるところにより会議に出席するための任命を受けた委員が評議員であるときは、その委員は、評議会の会議において承認の投票を行う権利を有するが、幹部会の会議において承認の投票を行う権利は有さない。

#### 第133条

女性及び子ども関連事務諮問委員会は、評議会の年次報告に組み込むため、年次報告を作成しなければならない。

#### 第134条

前条に定める年次報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 管轄区域における民主主義的な発展の強化における女性の参画に関する一般的な状況及び子どもの状況
- 女性及び子ども関連事務諮問委員会の成果及び課題並びに女性及び子ども関連事務諮問委員会を強化するための提言
- 民主主義的な発展の強化における女性の参画の改善に向けた提言

#### 第135条

内務大臣は、この法律の規定に従い、必要に応じ、女性及び子ども関連事務諮問委員会の構成及び運営に関する指導省令を発出することができる。

### 第4節 調達委員会

#### 第136条

調達委員会は、地方行政府の調達活動が、公的調達に関する法令に従い、誠実で公開され、透明性があり、公正に行われることを保証する権利及び任務を有する。

#### 第137条

調達委員会の設置、構成及び運営については、内務省及び経済財務省の共同省令で定める。

### 第5節 幹部会

#### 第138条

首都、州、市、スロック及びカンに幹部会を設置する。

#### 第139条

幹部会は、首長という名称の長及び数名の副首長で構成される。

**第140条**

プノンペン都の幹部会は、最大七（7）名の構成員を有する。

州の幹部会は、三（3）名から七（7）名までの構成員を有する。

市、スロック及びカンのカン幹部会は、三（3）名から五（5）名までの構成員を有する。

州、市、スロック及びカンの各幹部会の構成員の具体的な定数は、内務大臣の要請に基づき政令で定める。

**第141条**

都知事及び州知事は、内務大臣の要請に基づく首相の奏上に基づき、勅令により任命される。

副都知事、副州知事、市長、スロック長及びカン長は、内務大臣の要請に基づき、政令により任命される。

副市長、副スロック長及び副カン長は、内務大臣の省令により任命される。

**第142条**

都知事及び州知事は、次に掲げる要件を満たす内務省の上級行政公務員の枠組に属する男女の中から選ばれる。

- 第1級職員（ウドムムントライ）の地位にあること
- 任命の日において三十五（35）歳以上であること
- 公共行政分野における職務経験を七（7）年以上有すること、及び／又は教育青少年スポーツ省が認める学士号を有すること
- 任命の期間中公式有権者名簿に氏名が記載されていること
- 重罪又は中罪の犯罪歴がないこと

**第143条**

副都知事及び副州知事は、次に掲げる要件を満たす内務省の上級行政公務員の枠組に属する男女の中から選ばれる。

- 第2級職員（ヴォレアムントライ）以上の地位にあること
- 任命の日において三十五（35）歳以上であること
- 公共行政分野における職務経験を五（5）年以上有すること、及び／又は教育青少年スポーツ省が認める学士号を有すること
- 任命の期間中公式有権者名簿に氏名が記載されていること
- 重罪又は中罪の犯罪歴がないこと

**第144条**

市長、スロック長及びカン長は、次に掲げる要件を満たす内務省の上級行政公務員の枠組に属する男女の中から選ばれる。

- 第3級職員（アヌムントライ）以上の地位にあること
- 任命の日において三十（30）歳以上であること
- 公共行政分野における職務経験を五（5）年以上有すること、及び／又は教育青少年スポーツ省が認める学士号を有すること
- 任命の期間中公式有権者名簿に氏名が記載されていること
- 重罪又は中罪の犯罪歴がないこと

**第145条**

副市長、副スロック長及び副カン長は、次に掲げる要件を満たす内務省の中級行政公務員（ムントライクロムカー）の枠組に属する男女の中から選ばれる。

- 第1級職員（ニエイクロムカー）以上の地位にあること
- 任命の日において二十五（25）歳以上であること
- 公共行政分野における職務経験を三（3）年以上有すること、及び／又は教育青少年スポーツ省が認める準学士号を有すること

- 任命の期間中公式有権者名簿に氏名が記載されていること
- 重罪又は中罪の犯罪歴がないこと

#### 第146条

必要な場合は、内務省の枠組以外の公務員の枠組に属する男女の中から首長又は副首長を選ぶことができる。ただし、この法律の第142条、第143条、第144条及び第145条に定める要件を満たさなければならない。

#### 第147条

首長及び副首長は、四（4）年を超えない任期を有する。

首長及び副首長は、同一の管轄区域において2期目としてさらに四（4）年間の任命を受けることができる。

#### 第148条

首長及び副首長は、評議員ではない。

#### 第149条

首長及び副首長は、評議会の会議に出席し、意見を表明する権利を有するが、会議において投票を行うことはできない。

#### 第150条

首長及び副首長は、次に掲げる場合は、任期の満了前にその地位から解任される。

- 内務大臣に対し辞表を提出したとき、又は
- その地位をはく奪されたとき

#### 第151条

首長及び副首長は、次に掲げるいずれかの場合は、任期の満了前にその地位をはく奪される。

- 首長又は副首長としての資格の喪失
- 無能力
- 職務執行の不良
- 権限官署の証明書による健康問題又は職業的能力の喪失
- 職務放棄
- 職業倫理規定違反

#### 第152条

評議会は、この法律の第151条に定める場合のいずれかに基づき、内務大臣に対し、首長又は副首長の地位をはく奪を書面で求めることができる。

内務大臣は、都知事、州知事、副都知事、副州知事、市長、スロック長又はカン長について審査決定を行うために、前項に定める要求につき、直ちに調査を行い、王国政府の元首に報告しなければならない。

市、スロック及びカンの副首長については、内務大臣が調査を行い、直ちに解決しなければならない。

#### 第153条

首長及び副首長は、その地位に相当する俸給その他の報酬を受ける。

首長及び副首長の俸給その他の報酬については、経済財務大臣との協議の後、内務大臣の要請に基づき政令で定める。

#### 第154条

首長は、評議会の管轄地域内で活動を行う王国政府の各省庁及び各機関の指揮命令系統の下にある局及び機関を指導し、それらとの調整を行い、それらを指導するために、王国政府の省庁を代表する任務を有する。

首長は、その管轄区域内の安全、公の秩序、法律及び人権にかかる事務につき、王国政府及び関係省庁を代表する。

首長は、王国政府及び王国政府の省庁の代表としての任務について、王国政府、内務省及び各省庁に対し説明責任を負う。

内務大臣は、必要な場合は、王国政府及び各省庁の代表としての任務における首長の役割及び権限を定めるため、必要に応じ王国政府に対し政令の公布を求めることができる。

#### 第155条

幹部会は、評議会に意見を具申し、評議会に報告を行い、評議会の決定を実施しなければならない。

幹部会は、評議会がこの法律の規定に従って自らの職務、権限及び任務を遂行できるように、評議会を支援しなければならない。

#### 第156条

幹部会は、この法律により地方行政に割り当てられ、若しくは移転された又はこの法律に従ったすべての職務、任務及び資源の監理につき評議会を支援し、職務、任務及び資源の処分の方法について評議会に対し勧告を行わなければならない。

#### 第157条

評議会は、幹部会及び首長の行為及び職務の遂行を監督しなければならない。

評議会は、必要な場合は、幹部会又は首長及び関係者を評議会の通常会議又は特別会議に呼び出し、釈明を求めることができる。

#### 第158条

幹部会又は首長が評議会の管轄に属する事務で評議会の決定を受けていないものについて決定し、又は実施したときは、その決定又は行為は、効力を有さない。

#### 第159条

幹部会は、評議会の通常会議から次の通常会議の間の期間において幹部会並びに評議会の各委員会により実施された評議会の決定及び行為について評議会に報告しなければならない。

#### 第160条

幹部会は、評議会に対し、この法律により評議会に移転され、又はこの法律に従った職務、任務及び資源を受けるために、評議会の戦略の設定及び評議会の構造、制度及び資源の整備について、意見を提供し、報告しなければならない。

#### 第161条

幹部会は、評議会の公務員、機関及び職員がその役割及び任務を果たし、評議会の日常の事務を行うことを確保するために、評議会の名において、措置を講じなければならない。

#### 第162条

幹部会は、評議会に対し、評議会が次に掲げる事項につき協議し、決定するための勧告を行い、評議会にそれを提出しなければならない。

- 機関の設置又は廃止
- 職員の役割、任務及び労働条件の整備
- 評議会職員の管理についての規定に基づく職員の任命、地位の昇進及び解任
- 評議会職員の選抜資格の定め、任命、俸給その他の報酬の定め
- 評議会職員及び機関のための行政及び財政手続の定め
- 評議会及びその職員の能力開発のための戦略の策定

#### 第163条

幹部会は、評議会が次に掲げるものについて監督し、承認するために、評議会にそれらを提出しなければならない。

- 三 (3) か年投資計画及び年次予算計画
- 毎年更新される五 (5) か年開発計画及び中期の支出枠組
- 管轄区域内の住民に公示するためのこの法律の第 50 条に定める評議会の年次報告書

#### 第 164 条

幹部会は、次に掲げる者との開発計画を含む必要事項に関するコンサルテーションの戦略及び方法を定めるために、評議会に対して要請を行わなければならない。

- 評議会の管轄区域内の住民
- 管轄区域内で職務及び任務を遂行する評議会の他の部門
- 王国政府の関係省庁及び機関
- その他の関連パートナー

必要事項に関するコンサルテーションは、評議会が直接又は幹部会が評議会の名において作成する開発計画を含む。

#### 第 165 条

幹部会は、次に掲げるものの実施を促進するために、評議会のすべての通常会議に対し、それらとともに必要な勧告を報告しなければならない。

- 評議会に移転された義務的職務
- 評議会が選択した職務
- 評議会の年次 [訳注：原文ママ] 三 (3) か年投資計画及び五 (5) か年開発計画並びに次に掲げる者の管理及び監督下にある計画の部分
  - + 合同評議会
  - + その他の評議会
  - + 王国政府の省庁及び機関
  - + 関連パートナー
- 地方行政の年次予算計画及び中期の支出枠組
- 地方行政の財政状況
- 評議会の命令

#### 第 166 条

幹部会は、評議会の管轄区域において直接サービス、物品又はインフラストラクチャーを提供する王国政府の各省庁、局及び機関の活動及び予算計画が、地方行政の五 (5) か年開発計画、三 (3) か年投資計画及び予算に組み込まれることを確保するために、技術調整委員会と協議しなければならない。

#### 第 167 条

幹部会は、評議会の管轄区域内におけるいずれかの者による権力の濫用を見、合理的な疑いを持ち、不服の申立てがあり、又は告訴があったときは、直ちに書面で評議会及び内務大臣に報告するよう評議員及び評議会の職員を奨励し、調整し、支援しなければならない。

#### 第 168 条

幹部会は、この法律に基づく事務の遂行について評議会を支援するために、評議会に対し、必要に応じた各委員会の設置に関する勧告をしなければならない。

#### 第 169 条

幹部会は、評議会のニーズに応じ、情報の掲示板その他の情報伝達手段を準備しなければならない。

この法律に従って印刷出版されたすべての書面は、評議会の管轄区域内において、情報掲示板に掲示し、又は他の手段により周知しなければならない。

#### 第170条

幹部会は、一般住民が情報掲示板に掲示された各情報を見ることができる十分な可能性を確保し、評議会の管轄区域内にある情報掲示板の安全を確保しなければならない。

#### 第171条

幹部会は、その権限に属する事務を書面で分配しなければならない。

#### 第172条

内務大臣は、必要な場合は、首都、州、市、スロック又はカンの幹部会の役割、任務及び事務の手順につき政令で定めるために、王国政府に要請することができる。

### 第4章 評議会の職員及び機関

#### 第1節 評議会の職員

#### 第173条

各評議会は、評議会の職員を有する。

評議会の職員とは、この法律の規定に従い、評議会によって任命された評議会の職員、評議会とともに事務を行うよう任命された職員又は評議会に再び配備された職員をいう。

評議員は、評議会の職員ではない。

#### 第174条

評議会の職員は、評議会の名において、幹部会の直接の管理及び監督の下に置かれる。

#### 第175条

評議会の職員は、王国政府の各省庁、局、機関の職員又は王国政府において治安、公の秩序、法律及び人権に関する任務を遂行する職員を含まない。

#### 第176条

評議会による職員の選抜及び任命は、透明性のある手続により行われる。

評議会の職員の選抜及び任命の過程においては、評議会の機関の長又は次長及び職員の地位に応じて女性の代表を確保しなければならない。

選抜及び任命は、地方行政の人事に関する規定に従って行われる。

#### 第177条

評議会は、職員の任命、解雇、職種に応じた俸給その他の福利の水準に関し決定しなければならない。

評議会の職員の任命、解雇、俸給その他の福利の水準の設定は、地方行政の人事に関する規定に従って行われる。

#### 第178条

すべての職員は、自らの直接の管理責任者に対し直接的に責任及び説明責任を負い、その地位に応じて行政局長、首長、幹部会及び評議会に対し間接的に責任及び説明責任を負う。

#### 第179条

各地方行政は、財務主任を一名有する。

財務主任は、管轄区域において任務を遂行するために、経済財務大臣の承認を得た後、内務大臣の要請に基づき評議会により任命される。

#### 第180条

財務主任は、地方行政財務の管理、調達事務に責任を負い、この法律及びこの法律に従って制定された命令に従い、適切な監査が行われることを確保しなければならない。

#### 第181条

スロック評議会は、コミュニケーション及びサンカットを支援する機関を設置しなければならない。  
コミュニケーション及びサンカット支援機関には、長を置く。  
コミュニケーション及びサンカット支援機関の構成及び運営については、内務大臣の省令で定める。

#### 第182条

評議会の職員は、評議会及び幹部会の決定を実施するために、自らが属する機関の長の指導の下で日常の事務を行う。

### 第2節 行政局長

#### 第183条

各評議会は、内務大臣により任命される行政局長を有する。

#### 第184条

行政局長は、評議会及び幹部会の行政事務の処理並びに日常の行政事務の持続性の確保に関し補佐役としての役割を有する。

行政局長は、この役割において、評議会及び幹部会に対して報告を行う義務を有し、説明責任を負う。

#### 第185条

行政局長は、次に掲げる役割及び任務を有する。

- 評議会及び幹部会の日常の事務を行う。
- 評議会の機関及び職員による評議会及び幹部会の決定の執行を確保する。
- 評議会の命令を執行する。
- 評議会、評議会の委員会及び幹部会のすべての会議に出席し意見を述べる、ただし投票権は有さない。
- 評議会が民主主義的な発展の創出、強化及び安定性の確保という目的を達成するために、評議会及び評議会の各委員会に対し意見を具申する。
- 幹部会がその職務及び任務を効果的に遂行するために、幹部会に対し意見を具申する。

#### 第186条

幹部会は、幹部会が決定するための意見を得るために、幹部会の職務の範囲に属する事務を行政局長に委任することができる。

#### 第187条

行政局長は、財務主任の適切な任務の遂行を確保しなければならない。

#### 第188条

行政局長の任命の要件、役割、任務及び職務遂行の方法については、内務大臣の省令で定める。

### 第3節 評議会の機関

#### 第189条

評議会は、必要に応じ、機関を設置することができる。

内務大臣は、評議会が機関の構成、職務及び任務を定め、各機関において適切な職員の職種を設置するために、政令の発出を要請しなければならない。

#### 第190条

評議会の各機関は、評議会の名において、幹部会の直接の管理及び監督の下に置かれる。

#### 第191条

各機関は、機関の長の直接の責任、監督及び管理の下に置かれる。  
各機関の長は、行政局長に対し、直接的に責任及び説明責任を有する。

### 第5章 実施過程

#### 第1節

#### 地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会

#### 第192条

内務大臣の要請に基づく首相の奏上に基づき、勅令により、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会、略称 NCDD を設置する。

#### 第193条

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、王国政府の関連省庁からの委員で構成される。

#### 第194条

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、職務及び資源小委員会、会計事務及び財務小委員会、地方レベル行政人事小委員会その他の小委員会を補佐役として有する。  
前項に定める小委員会の役割、任務及び構成については、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会の要請に基づき政令で定める。

#### 第195条

小委員会は、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会に対して勧告を行う前に、王国政府の関係省庁と協議をしなければならない。

#### 第196条

各小委員会は、必要に応じ、小委員会の任務及び権限内に属する事務につき調査し、報告するために、一又は複数の作業部会を設置することができる。

#### 第197条

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、執行役として事務局を設置する。  
地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会事務局は、内務省内に置かれる。  
事務局の構成及び運営については、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会の要請に基づき政令で定める。

#### 第198条

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、少なくとも二（2）か月に1度会合を開催しなければならない。

#### 第199条

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、その内規を承認しなければならない。

**第200条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、この法律が定める各要件に基づき、地方レベルの各評議会に移転する職務を定めるために、すべてのレベルにおける省庁、局、機関及び機構の責務及び職務の見直しを行う。

前項に定める職務の特定及び移転は、次に掲げる事項とともに行われる。

- 収入、財務、職員、財産及び各職務を管理し、執行するための能力等の資源の移転
- 収入、財務、職員、財産及び各職務を管理し、執行するための能力等の必要な資源を受けるための能力及び権限の付与
- 地方自治の原則及び地方における最大限の説明責任に基づき、すべての職務を管理し、執行する権限及び任務の付与

**第201条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、地方レベルの行政における各評議会に職務及び任務が移転されるのを待つ間、中央レベルの王国政府の省庁が、地方レベルにおける開発及び予算計画をその種類に応じ評議会の開発及び予算計画に統合することを確保しなければならない。

**第202条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、この法律が中央レベルの関係各省庁、地方レベルにおける王国政府の各局及び機関、地方レベルの行政における各評議会により実施されることを確保しなければならない。

**第203条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、各政策、戦略及び改革プログラムとこの法律との整合性を確保しなければならない。

**第204条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、王国政府又は王国政府の省庁に対し、法令をこの法律に適合させるために、法令の制定又は改正を直接提言することができる。

**第205条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、この法律の適用に関して生じる矛盾を解決し、又は王国政府に対して決定を要請することができる。

**第206条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会の各小委員会、王国政府の関係各省庁、各局、各機関及び地方レベルの行政における評議会は、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会の決定を実施する任務を有する。

**第207条**

王国政府の省庁が地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会の決定に従わない場合は、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、王国政府の元首の決定を求めするために、王国政府に報告しなければならない。

**第208条**

地方レベルの行政における評議会が地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会の決定に従わない場合は、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、この法律に定める手続を実行するために、内務省に要請しなければならない。

**第209条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、少なくとも六（6）か月に1度、王国政府に対して、この法律の実施に関する書面での報告を行わなければならない。

**第210条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、その予算を有する。

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会の予算は、内務省の年次予算に組み入れられる。

**第211条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、この法律を実施するために、次に掲げる事項につき承認しなければならない。

- この法律の実施を支援するための中長期の国家プログラムで毎年更新されるもの
- 国家プログラムに基づく年次活動計画及び予算計画
- この法律の実施に関する年次報告

**第212条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、その任務を効果的に遂行するために、各開発パートナーその他から資金及び援助を受ける権利を有する。

**第2節  
職務****第213条**

王国政府、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会及び地方レベルの行政におけるすべての評議会は、民主主義的な発展を創出し、強化し、安定性を確保するという共通の目的を実現しなければならない。

**第214条**

各種の評議会は、この法律に従い移転された職務を管理し、処理し、実施することにより、この共通の目的の実現に貢献しなければならない。

**第215条**

すべてのレベルの省庁、局、機関及び機構の職務の見直しにおいて、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、次に掲げる分野に関連する課題を優先しなければならない。

- 農業
- 教育
- 森林、天然資源及び環境
- 女性、男性、青年、少年、脆弱な人々及び先住少数民族のニーズを含む人々の保健、栄養及びそれらの人々に対するサービス
- 産業及び経済発展への支援
- 土地の利用
- 電気の生産及び分配
- 水の管理
- 上に掲げる責任を支援し、処理するためのインフラストラクチャー及び必要な機材物資
- 観光分野、史跡及び文化遺産等、首都、州、市、スロック、カン、コミュニケーション及びサンカットに特有かつ特定のニーズ

**第216条**

この法律の第215条に定める各職務及び責任の見直しにあたっては、貧困削減及び住民の生活の質の改善に直接影響を及ぼす基本的かつ必要な職務の見直しを優先しなければならない。

**第217条**

職務及び責任の見直しの目的は、コミュニケーション評議会、サンカット評議会、スロック評議会、市評議会、州評議会若しくは首都評議会に移転され、又は中央レベルの職務及び責任として維持する職務及び責任を定めることにある。

前項に定める職務及び責任の見直しは、職務及び責任の移転が、その職務及び責任を管理し、処理するために適当な資源の移転とともになされることを確保して行わなければならない。

#### 第218条

職務及び資源の移転は、計画、段階、合理性、調整、協議、透明性を確保し、王国政府が実施中の事業への影響を最小限にし、関係者の指示を得て行われるものとする。

#### 第219条

国家戦略及び活動計画は、この法律に基づいて移転される職務及び資源との整合性がなければならない。

#### 第220条

職務を各評議会に適切に移転するために、まずすべての職務を、次に掲げる原則に基づいて精査しなければならない。

- 対象となる評議会の管轄区域に属すること
- 対象となる評議会の管轄区域において管理し、実施することが可能であること
- 主に対象となる評議会の住民の利益になり、又は利益がもたらされること
- 主に対象となる評議会の管轄区域内においてインパクトがもたらされること

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、前項に定める原則に基づき、有効性の原則に依拠して、適当な行政レベルへの職務の移転についての正当化事由を明示しなければならない。

#### 第221条

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、この法律の第215条、第217条及び第220条に定める職務の移転において、義務的職務及び選択的職務の別並びに移管する職務及び委任する職務の別を明らかにしなければならない。

### 第3節 義務的職務

#### 第222条

義務的職務とは、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会又は省庁の要請に基づき、法律、勅令、政令又は省令により定められる職務をいう。

前項に定める法律、勅令、政令又は省令においては、法令及び手続の実施のための時間的枠組を明示して職務を管理し、実施するための明確で具体的な義務の要請を定めなければならない。

#### 第223条

いずれかの種類の評議会によって管理され、処理され、実施される義務的職務で、王国政府の省庁からの恒常的な貢献が必要ないものの、それらの省庁が評議会による管理、処理及び実施するもの [訳注：文章完結せず]。

前項の義務的職務は、適当な種類の評議会に移管しなければならない。

#### 第224条

いずれかの種類の評議会によって実施される義務的職務で、その管理、処理及び実施のために必要な資源がすでに移転されたにもかかわらず、王国政府の省庁からの恒常的な貢献が必要なもの [訳注：文章完結せず]。

前項の義務的職務は、適当な種類の評議会に委任しなければならない。

#### 第225条

義務的職務の移管又は委任は、次に掲げる方法により、地方レベルの行政における民主主義的な発展を強化しなければならない。

- 評議会がそれらの職務を管理し、処理し、実施するために最大限の権限を評議会に付与する。
- 管轄区域内の住民に対して応答し、説明責任を負ってそれらの職務を管理し、処理し、実施することを要求する。

#### 第226条

委任される義務的職務については、評議会は、王国政府の省庁に対して、その委任の必要性に応じて責任を負うものとする。

### 第4節 選択的職務

#### 第227条

義務的な性質を有しない職務は、選択的な性質を有する職務である。

#### 第228条

選択的な性質を有する職務は、適当な種類の評議会に移管しなければならない。

#### 第229条

評議会は、王国政府の省庁が評議会に移転した後、選択的職務を王国政府の省庁から引き継いで管理し、処理し、実施しなければならない。

#### 第230条

評議会は、自らに移転された能力及び資源の最大限の範囲内で、選択的職務を管理し、処理し、実施しなければならない。

評議会は、選択的職務が義務的職務にならない場合は、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会に対し、それらの職務の管理、処理及び実施の変更又は終了を求めることができる。

選択的職務を管理し、処理し、実施するために評議会に移転されたすべての資源は、評議会の資源として保管され、評議会は、この法律の規定に従い、それらの資源を処分することができる。

#### 第231条

評議会は、効力を有する法律、勅令、政令又は省令に定める規律及び手続に従い、選択的職務の管理、処理及び実施方法に関する決定をする権利を有する。

#### 第232条

王国政府の省庁が従前管理、処理、実施していなかった選択的職務の管理、処理及び実施を評議会が行うとの決定をした場合は、その職務の管理、処理及び実施に必要な規律及び手続については、評議会自身の裁量で決定する。

### 第5節 職務の移管及び委任

#### 第233条

移管又は委任による適当な種類の評議会への職務の移転は、一時的な移管又は委任ではなく、永久的な性質の移管又は委任の原則により行われなければならない。

#### 第234条

職務を管理し、処理し、実施するための適当な種類の評議会への資源の移転は、一時的な性質

の移転ではなく、永久的な性質の原則により行われなければならない。

### 第235条

従前その職務を管理し、処理し、実施していた王国政府の省庁が適当な評議会に対して行う義務的職務又は選択的職務の移管又は委任においては、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、評議会がその職務の管理、処理及び実施を引き継ぐために必要な資源及び能力開発につき、あらかじめ定めなければならない。

### 第236条

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会又は王国政府の省庁は、職務が効果的かつ持続的に管理、処理、実施されるために、複数の評議会の間で互いに共有し、相互に貢献すべき資源を示して、それらの評議会に職務を移管又は委任することができる。

### 第237条

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会又は王国政府の省庁は、次に掲げる場合においては、王国政府の関係省庁及び関係評議会と協議して、移管又は委任された職務を変更しなければならない。

- 移管された事務が委任されるべきものであるとき
- 委任された事務が移管されるべきものであるとき
- 義務的職務が選択的職務とされるべき、又は選択的職務になってしまっているとき
- 選択的職務が義務的職務とされるべき、又は義務的職務になってしまっているとき

### 第238条

職務の移管又は職務の委任は、法律、勅令、政令又は省令によって行う。

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、職務の移管又は委任に関連する法律、勅令及び政令を見直さなければならない。

### 第239条

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、職務の移管又は委任において、次に掲げる事項を明らかにして決定を行うために王国政府の関係省庁と調整しなければならない。

- 移管又は委任の根拠となる法律、勅令、政令又は省令
- 移管又は委任の効力発生日
- 義務的職務又は選択的職務の特定
- 移管又は委任の特定

### 第240条

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、法律、勅令、政令又は省令及び地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会の決定の写しを、次に掲げる機関に提供しなければならない。

- 移管又は委任を受ける評議会
- その他の評議会
- 移管又は委任される職務を従前管理していた王国政府の省庁
- 内務省、経済財務省及び王国政府の省庁

## 第6節

### 首都、州、市、スロック及びカンの財務体制

### 第241条

地方行政府の予算とは、この法律の第44条に定める首都、州、市、スロック及びカンの予算をいう。

地方行政府の予算は、民主主義的な発展の創出、強化、安定性の確保に寄与しなければならない。

**第242条**

地方行政の評議会は、次に掲げる目的のために、適当な財源を有する。

- 義務的職務の管理、処理及び実施
- 選択的義務の管理、処理及び実施にかかる選択
- 法律の定めに従った役割及び任務の遂行
- 行政コスト
- 民主主義の発展を強化するための職務及び任務の遂行

**第243条**

評議会は、効果的かつ透明性があり、自らの住民及び王国政府に説明責任を果たす形でその財務の管理を行わなければならない。

**第244条**

首都評議会、州評議会、市評議会及びスロック評議会は、この法律に従って制定される地方行政の財務体制及び財産の管理に関する法律並びに公共財務システムに関する法律に従い、地方、国その他の収入源から収入を得る権利を有する。

カン評議会及びサンカット評議会は、首都の予算及び市の予算の中に自らの職務及び任務を遂行するための予算を有する。

**第245条**

首長は、評議会の名において財務を統括する。

幹部会は、開発計画、毎年更新する三（3）か年投資計画、予算計画及び中期の支出枠組を作成し、評議会の審査及び承認に付す任務を有する。

地方行政の予算の編成、承認、執行及び決算の方式及び手続については、この法律に従って制定される地方行政の財務体制及び財産の管理に関する法律並びに公共財務システムに関する法律で定める。

**第246条**

地方を収入源とする収入は、次に掲げるものとする。

- 地方税
- 賃料、料金その他の非租税収入
- スロック評議会の税、賃料及び料金で、スロック評議会並びにスロック内のコミュニオン評議会及びサンカット評議会との間で共有されるもの
- 任意の寄付
- 法律、政令が段階的に定める他の収入源

地方レベルの直接税及び間接税については、税法の枠組において法律で定める。

**第247条**

国を収入源とする収入は、次に掲げるものとする。

- 共有の収益
- 国庫交付金
- 王国政府の名において評議会が行う委任業務から得られるサービス料金

**第248条**

スロック並びにスロック内のコミュニオン及びサンカットの間における事業免許発行手数料、サービス料金その他の非租税収入により得られる収入の分配については、地方行政の財務体制及び財産の管理に関する法律で定める。

**第249条**

評議会は、条件付きの国庫交付金及び無条件の国庫交付金を国からの収入として受ける権利を有する。

国の予算からの国家交付金には、国レベルから地方レベルへの条件付きの国庫交付金及び無条件の国庫交付金があり、毎年交付される。

#### 第250条

条件付き国庫交付金とは、評議会が次に掲げるものに使用する交付金をいう。

- 移管及び委任により評議会に移転される一又は複数の義務的職務を管理し、処理し、実施するため
- 王国政府が従前行って一又は複数の職務を引き継いで管理し、処理し、実施するため
- 一又は複数の義務を行う目的のため

#### 第251条

無条件の国庫交付金とは、評議会が次に掲げるものに使用する交付金をいう。

- 法に従った任務の遂行
- 民主主義的な発展の創出、強化、安定性の確保のための職務及び任務の遂行
- 自らの行政コスト
- 選択的職務の選択、管理及び実施

#### 第252条

評議会は、融資を受け、債券及び／又は証券を発行し、いかなる契約をも保証し、債務を生じさせる金融商品を使用する権利を有さない。

#### 第253条

地方行政の財務体制の構築にあたり、地方行政の予算の編成、承認及び執行、国からの収入、及び地方からの収入を含む収入源の整備、国から地方レベルの評議会に交付される条件付き国庫交付金及び無条件の国庫交付金を含む国からの交付金の移転並びに地方行政府に引き渡された財産及び評議会が自ら取得した財産の管理及び使用にかかる方式及び手続については、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、これらの事務が段階的計画、合理性、調整、協議、透明性及び説明責任のある形で行われるために、経済財務省及び必要に応じ関係各省庁と協議し、調整しなければならない。

### 第7節 地方行政の財産の管理

#### 第254条

評議会がこの法律に基づいてその職務及び任務を遂行する能力を確保するため、評議会が必要な各財産を受け取る能力を持つ必要がある。

地方行政の財産には、引渡しを受けた国の財産及び自ら取得した財産があり、本節においては、これらをまとめて地方行政の財産という。

#### 第255条

地方行政に引き渡される国の財産とは、地方行政府が管理し、利用し、収益できる財産をいう。

地方行政府は、国から引渡しを受けて維持管理する財産を保存しなければならないが、内務大臣の同意を得た後に、経済財務大臣の事前の承認を受けることなく、それらの財産を売却し、それらの所有権を移転し、それらの使用を移転する権利を有しない。

国の財産及び地方行政府が自ら取得した財産の監督、管理、処分及び使用については、地方行政の財務体制及び財産の管理に関する法律で定める。

#### 第256条

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、この法律に定める条件に従って行われる責任の見直しと同時に、財産の移転が、計画的、合理的に、協議を経て、透明性を持って実施されるよう調整しなければならない。

**第257条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、財産の移転において、複数の評議会が効果的に職務を遂行できるように、それらの評議会が同一の財産を共同で使用する決定を行うことができる。

**第258条**

評議会が一又は複数の職務を受け取った場合において、その職務を処理するために必要な財産が十分ではなく、又は存在しないときは、評議会は、そのニーズを満たすために必要な解決手段として、財源を受け取らなければならない。

**第259条**

財産の移転は、その財産について所有権証明書が存在するときは、財産の占有権を評議会に移転するための法的な書面がなければならない。

財産について所有権証明書が存在しない場合は、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、その財産を管理する王国政府の関係省庁と調整し、その後、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、次に掲げる事項を定める決定を発出しなければならない。

- 移転される財産
- 財産を受ける評議会の種類
- 財産を受ける具体的な評議会
- 財産を評議会に引き渡す王国政府の省庁又は地方レベルの各局若しくは機関
- 財産が評議会に引き渡される期日

前項に定める決定により、一若しくは複数の財産又は同一種類のすべての財産を移転することができる。

**第260条**

王国政府の省庁若しくは地方レベルの各局若しくは機関が地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会の決定の定めに従い財産を引き渡さず、若しくは所有権の移転のための適当な法的書面を作成しない場合は、評議会は、直ちに地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会に対し、書面で報告しなければならない。

**第261条**

評議会は、財産の管理及び使用の効率性を確保するために、地方行政の財産の維持計画を作成し、年次予算計画に組み込まなければならない。

評議会は、地方行政の財産の目録を作成し、毎年それを更新しなければならない。

**第8節****職員****第262条**

評議会がこの法律により移転を受けた職務及び任務の管理、処理及び実施の能力を確保するため、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会及び王国政府の省庁は、地方行政職員の枠組を設置する目的で、職務及び任務の移転と同時に、職員の配置につき見直し、再配置しなければならない。

**第263条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、職員配置の見直し及び再配置が適切に行われることを確保するための政策及び戦略の策定の責任を負う。

**第264条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、評議会の職員の種類を定め、公務

員の数が増加しないことを確保するために職員配置の見直しの方法及び措置を定めなければならない。

地方レベルの評議会において職務を遂行する公務員の管理については、地方レベルの公務員に関する独自の規則で定める。

#### 第265条

職員配置の見直し及び再配置は、次に掲げる原則に基づき行う。

- この法律に定める職務及び責任の見直しとの整合性を有すること
- この法律に従って、計画、プログラム、合理性、協議及び透明性のある方法で行われること
- 評議会及び職員の利益を考慮すること

#### 第266条

職務及び任務が評議会に移転された場合は、従前それらの職務及び任務を管理し、処理し、実施していた職員も、その評議会に移転しなければならない。

#### 第267条

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、一人又は複数の職員につき、その職種に応じて、職員配置の見直しと再配置の決定をすることができる。

再配置された職員は、再配置前の業務内容、俸給その他の福利厚生を下回るものがない業務内容、俸給その他の福利厚生を得る。

#### 第268条

職務及び任務が評議会に移転された場合において、職員の数が不足し、又は職員がいないときは、評議会は必要に応じて職務を遂行する職員を選ぶために、財源を受けねばならない。

#### 第269条

職員配置の見直し及び再配置により職員が居所の移動が必要となった場合において、その職員が再配置に同意しないときは、決定から一（1）か月以内の期間に不同意の理由を書面で明らかにしなければならない。

再配置の決定に同意しない職員は、王国政府の省庁の職員の地位を継続するが、別の任務を受ける。

#### 第270条

職員の再配置に関する決定は、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会及びその職員を管理している王国政府の省庁が次に掲げる事項についての決定を発出したときに発行する。

- 再配置される職員
- その職員が職務を遂行すべき評議会の種類
- その職務を開始すべき期日

前項に定める決定は、一人又は複数の職員を再配置することができる。

#### 第271条

経済財務省は、評議会に移転された職員の俸給その他の福利厚生を、その職員が評議会で職務の遂行を開始した日から、評議会に移転しなければならない。

#### 第272条

評議会は、職員が評議会に移転されたにもかかわらず、その職員が決定に従って職務の遂行を開始しない場合は、直ちに地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会に報告しなければならない。

#### 第273条

職員配置の見直し及び再配置の方法及び手続については、地方レベルにおける民主主義の発展

のための国家委員会の要請に基づき政令で定める。

## 第6章 罰則

### 第274条

この法律の規定を遵守しない評議員、幹部会委員、行政局長及び評議会の職員は、刑事罰及び民事の責任とは別に、過料の制裁を受ける。

### 第275条

過ちを犯した評議員に対して科される過料は、この法律の第22条第4号及び第5号の規定に定める原則に基づいて行う。

### 第276条

幹部会、行政局長及び評議会の職員に対して科される過料は、この法律の第151条第3号及び第6号、公務員に関する共通規則に関する法律並びに地方レベルの公務員に関する独自の規則の規定に定める原則に基づいて行う。

## 第7章 経過規定

### 第1節 権利及び責任の移転

### 第277条

この法律により設置される首都行政府、州行政府、市行政府、スロック行政府及びカン行政府は、現在の首都行政府、州行政府、市行政府、スロック行政府及びカン行政府に代わる。

### 第278条

この法律の施行前に任命された都知事、州知事、市長、カン長及びスロック長は、この法律に従った評議会及び幹部会が引き継ぐまで、その地位にとどまり、引き続きその職務を遂行しなければならない。

### 第279条

第1期評議会の任命は、国家選挙管理委員会（NEC）が各評議会選挙の結果を公式に発表した日から十四（14）日以内に行う。

### 第280条

この法律の施行前に実施され、又は州、市、スロック若しくはカン行政府により若しくはその名において占有されるすべての命令、規則、契約、行為書、職務、財産、収入及び金員は、首都行政府、州行政府、市行政府、スロック行政府及びカン行政府が引き継いで実施及び処理しなければならない。

### 第281条

この法律の施行前に[設置され存続する]州、市、スロック及びカン行政府の機関及びその機関において職務を遂行していた職員は、新たな組織が編成されるまで首都行政府、州行政府、市行政府、スロック行政府及びカン行政府の機関及びその機関の職員として存続する。

### 第282条

内務省は、現在の州、市、スロック及びカン行政府から[この法律に基づき設置される]都行政府、州行政府、市行政府、スロック行政府及びカン行政府への、すべての権利義務、所有権、財産、収入及び金員並びに機関及び職員の移転及びそれらの受領につき、適切かつ透明性のある方

法で決定し、その記録を作成しなければならない。

**第2節**  
**コミュニケーション及びサンカット評議会**

**第283条**

コミュニケーション及びサンカット評議会は、この法律の第88条に定める原則、第2章第6節、第7節、第8節及び第9節に定める原則並びに第5章に定める原則を除き、コミュニケーション及びサンカットの行政管理に関する法律及び関連法令を、引き続き実施しなければならない。

**第284条**

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、この法律の第88条の規定、第2章第6節、第7節、第8節及び第9節に定める原則並びに第5章に定める原則を適用するために、コミュニケーション及びサンカットを支援する規則を制定しなければならない。

地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会は、この法律に定める民主主義的な発展の原則を支持するために適当な改正又は新たな法令の制定のために、コミュニケーション及びサンカットの行政管理に関する法律及び関連法令を見直さなければならない。

**第8章**  
**最終条項**

**第285条**

この法律に反するすべての規定は、無効とする。

**第286条**

この法律は、緊急に施行する。

プノンペン都の王宮にて、2008年5月22日

PRL0805.599

署名及び公印

ノロドム・シハモニ

王の審署のため奏上

首相

署名

サムデアアッケアモハーセナパタイテチョ フン・セン

カンボジア王国 サムデアアッケアモハーセナパタイテチョ フン・センに提出

副首相兼内務大臣、

署名

ソー・ケイン

第556Ch.L号

プノンペン都、2008年5月28日

王国政府事務局

クン・チンケイン

# 用語集

[クメール語子音文字]

**能力向上 (Capacity Building)** : 効果的に事務を行うための職員又は機関の知識、専門性及び能力の発展をいう。能力の構築は、教育、公式の研修コース (Training Courses) 又は現任訓練 (On-job-training) を通じてなされる。

**民主主義的な発展 (Democratic Development)** : 次に掲げる性質の過程を有する発展をいう。

- 公的代表 (Public Representation) : 評議会は、管轄区域内のすべての住民の名において、それら住民の代表として職務を遂行する。
- 地方自治 (Local Autonomy) : 評議会の機関は、この法律により移管又は委任を受けた事務の効果的な処理及び管理を自立して行うことができる。
- 協議及び参加 (Consultation and Participation) : 評議会の職務遂行及び意思決定過程は、次に掲げるとおりに行われなければならない。
  - ◆ 地域住民と対面し、協議する。
  - ◆ 市民のニーズをくみ上げ、それに応えるために、ガバナンスのすべての分野において、地域住民の参加を促進し、調整する。
- 応答性及び説明責任 (Responsiveness and Accountability) : 地域住民の代表の名において、評議会は、政策、決定及び活動の実施並びに職務の執行において、自らの行ったことに責任を負って住民に応答しなければならない。評議会は、憲法及び各法律に従った執行について、王国政府に対して責任を負う。
- 地域住民の生活の質の向上 (Promotion of Life Quality of the Local Residents) : 次に掲げる目的のために努力することをいう。
  - ◆ 平和、安全、福祉のある環境を創出し、持続させる。
  - ◆ 社会経済を発展させる。
  - ◆ 地域住民の生活の快適性及び質を向上させる。
- 衡平の促進 (Promotion of Equity) : 女性、男性、青年及び子どものニーズ並びに貧困者及び少数民族等脆弱な人々のニーズを特に考慮し、配慮することをいう。
- 透明性及び誠実 (Transparency and Integrity) : 財務を含む各事務の処理及び管理を誠実に、かつ広義の法規範、透明性、参加性、応答性に従って行うことをいう。
- 汚職及び権力の濫用への対抗措置 (Measures to Fight Corruption and Abuse of Power) : 汚職及び権力の濫用に対する対抗及びその報告を含む法的な措置をいう。

**職員の再配置 (Redeployment of Personnel)** : 職務を遂行する職員を適当な評議会へ再編するための各省庁の職員の配置の見直すで、評議会に対する職務、資源及び責任の移転とともになされるものをいう。

**中期の支出枠組 (Medium Term Expenditure Framework)** : 地域内外から得られる私法レベルの行政のすべての資源の見積もりの文脈における、サービス及び発展のために必要な将来の資源のニーズを定めた三 (3) 年から五 (5) 年までの期間の公的支出計画を作成することをいう。

**市 (Municipality)** : 市評議会の管轄区域に属する市の行政をいう。

**州 (Province)** : 州評議会の管轄区域に属する州の行政をいう。

**カン (Khan)** : カン評議会の管轄区域に属するカンの行政をいう。

**コミューン (Commune)** : コミューン評議会の管轄区域に属するコミューンの行政をいう。

[クメール語子音文字]

**管轄 (Jurisdiction)** : 評議会の権限の下にある区域、職務及び任務をいう。

**命令 (Deika) (By-law)** : 評議会がその権限の範囲内で承認する法規範で、その管轄区域内で適用するものをいう。

**合法性検査 (Legality Control)** : 評議会がその権限外の活動を行わず、有効な法規範が要求する手続によってのみその事務を行うことを確保することをいう。

**財産 (Asset)** : 経理上の記録で、現金を含む評議会が所有する明確な価値のある財産をいう。

**負債 (Liability)** : 経理上の記録で、記録された弁済すべき債務で、弁済がなされていないものをいう。

**資源 (Resources)** : 財産、資金、収入、職員及び能力を含む。

**行政資源 (Administrative Resources)** : 職務を管理し、処理し、実施するための職務、権限、資金、財産、職員及び能力をいう。

**公法上の法人 (Public Legal Entity)** : 公益のために、法律が自然人と同じように行為を行うことを認めた人の集団をいう。首都、州、市、スロック及びカン行政管理に関する法律は、首都、州、市、スロック及びカンに公法上の法人格を付与する。

[クメール語子音文字]

**強行規定 (Compulsory Provision)** : 評議会に必ず適用される規定をいう。強行規定は、憲法、法律、勅令及び政令で定められる。

**内規 (Internal Rule)** : 評議会によって承認される事務の実施並びに評議会会議の準備及び実施の方法を定めた規範をいう。

**職務の移管 (Assignment of Function)** : 職務を管理し、実施するために必要なすべての職務、責任、権限及び裁量の主体を移転することをいう。

**職務の委任 (Delegation of Function)** : 職務を管理し、実施するために必要な職務、責任、権限及び裁量を、委任を行う当局の名において、委任の必要性に基づいて移転することをいう。委任を行う当局は、委任した事務の主体であり続ける。

**評議会の種類 (Category of Council)** : コミューン評議会、サンカット評議会、スロック評議会、カン評議会、市評議会、州評議会及び首都評議会をいう。

**移転 (Transfer)** : 職務の移管又は委任をいう。

**職務 (Function)** : 公的サービス、インフラストラクチャーその他の措置の提供を含む行為をいう。

[クメール語子音文字]

**地方行政 (Sub-National Administration)** : 首都、州、市、スロック、カン、コミュニティ及びサンカットの一般的な総称。首都、州、市、スロック、カン、コミュニティ及びサンカットの項を参照。この法律の一部の規定においては、地方行政は、首都、州、市、スロック及びカンのみを指す。

**統一的行政 (Unified Administration)** : 地方レベルの評議会が自立して職務及びその資金、職員、財産を含む資源を管理し、処理し、各評議会がその管轄区域内において地域住民のニーズに応じて行政サービス提供活動その他の開発活動（王国政府の各省庁による行政サービス提供及び開発

を含む) を効果的に行うことができるようにすることをいう。

**首都 (Capital)** : 首都評議会の管轄区域に属する首都の行政をいう。プノンペンがカンボジア王国の首都である。

**地方分権 (Decentralization)** : 王国政府が、評議会を、地域住民のニーズに応えるために、職務、権限及び資源の自立した主体とすることをいう。評議会は、これらの事項について地域住民に対し説明責任を負う。

**業務分散 (Deconcentration)** : 王国政府又は省庁が、王国政府又は省庁の名において実施するために、職務、権限及び資源を自らの下部機関又はいずれかの評議会に委任することをいう。[委任を受けた]その機関又は評議会は、その委任のニーズに応じ、王国政府又は省庁に対し説明責任を負う。

[クメール語子音文字]

**行政能力 (Administrative Capacity)** : 衡平性、透明性、説明責任及び有効性のある職務及び資源の管理、処理及び実施の能力をいう。

**サンカット (Sangkat)** : サンカット評議会の管轄区域に属するサンカットの行政をいう。

**スロック (District)** : スロック評議会の管轄区域に属するスロックの行政をいう。

**権限 (Authority)** : 何らかを行うための法的な能力をいう。

**行政権 (Executive Power)** : 管理及び行政に関する決定を行うことをいう。例 : 地域において行う計画についての評議会の決定

**立法権 (Legislative Power)** : 規範を制定する能力をいう。例 : 州評議会は、命令を発出する権限を有する。